

住民税均等割のみ課税世帯に 対する臨時特別給付金の支給

物価高騰等に直面する低所得世帯への支援として、1世帯あたり10万円を支給します。

また、住民税均等割のみ課税世帯又は住民税非課税世帯の支給対象者として、1世帯の18歳に達する日以降最初の3月31日を迎えるまでの児童(平成17年4月2日生まれ以降)に、児童1人あたり5万円の加算給付を行います。

なお、当該給付金は、国の「デフレ完全脱却のための総合経済対策」により実施するものです。

▼支給対象者

住民税均等割のみ課税世帯

令和5年12月1日の基準日において、次のいずれかに該当する世帯

- ・世帯全員が、令和5年度分の住民税均等割のみ課税である世帯
- ・世帯全員が、令和5年度分の住民税非課税と均等割のみ課税である世帯

(ただし、住民税所得割が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯及び租税条約による免除の適用の届出によって住民税所得割が課税されていない者を含む世帯を除く。)

対象世帯には、3月上旬から、順次「住民税均等割のみ課税世帯に対する臨時特別給付金支給要件確認書」を送付し

世帯状況	(1) 住民税非課税世帯給付金	(2) 住民税均等割のみ課税世帯給付金	(3) 所得割課税
世帯全員が住民税非課税の方	○	—	—
世帯が住民税非課税の方と、均等割のみ課税の方のみ	—	○	—
世帯全員が均等割のみ課税の方	—	○	—

ますので、ご自身の世帯が対象かどうかは、確認書をもってご確認ください。詳細については、町ホームページをご覧ください。

▼支給額

1世帯あたり10万円

18歳以下の児童1人あたり5万円 ※児童1人あたり5万円給付については、住民税均等割のみ課税世帯給付金(10万円給付金)と同日に加算給付する予定です。

また、住民税非課税世帯の方については、住民税非課税世帯給付金(7万円給付金)の支給後に加算給付する予定です。

▼支給方法

原則、申請者(世帯主)の本人名義の銀行口座へ振り込みにより行います。

▼申請方法

住民税均等割のみ課税世帯世帯主の方に送付を予定している「住民税均等割のみ課税世帯に対する臨時特別給付金支給要件確認書」に必要事項を記載いただき、期日までに返信ください。

※児童1人あたり5万円給付については、住民税均等割のみ課税世帯給付金(10万円給付金)又は住民税非課税世帯給付金(7万円給付金)の確認書をもって加算給付します。

▼申請期限

令和6年5月31日まで

※住民税非課税世帯給付金(7万円給付金)の申請期限は、令和6年3月31日までです。

給付金を装った詐欺にご注意ください。町が受け取り手続のため、ATM操作を指示することや、手数料の振り込みを求めることはありません。

▼問合せ

☎ 28・0912

福祉課福祉グループ

障がい者交通料金助成事業 申請受付

3月22日(金)から、令和6年度分の申請受付を開始します。タクシー券又はガソリン費用の助成のいずれかを選

択することが出来ます。詳細は、3月中旬に対象者の方へ通知を送付いたしますのでご確認ください。

▼対象者

- ① 身体障害者手帳1～3級の方
- ② 療育手帳A・B判定の方
- ③ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- ④ 難病のうち特定疾患治療研究事業の対象疾患に罹患している方

⑤ 障害者等ケア会議が必要と認めた方
▼申請方法 申請書、手帳をお持ちの上、役場1階5番窓口福祉課で申請してください。①～③に該当する方は、3月中旬に申請書を郵送します。

▼問合せ

☎ 28・0912

福祉課福祉グループ

幼児教育・保育の無償化の 認定手続き

子育て世帯の負担軽減を図るため、幼児教育・保育の無償化を実施しています。認可外保育施設を利用する方など、事前に申請が必要になる場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

▼問合せ

・保育所等に関すること

子ども応援課子ども応援グループ

☎ 28・0936

・新制度未移行幼稚園に関すること

学校教育課学校教育グループ

☎ 28・2211